

兵庫県分別収集促進計画（第8期）

平成28年10月

1 計画策定の意義

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、県域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、「兵庫県分別収集促進計画（第8期）」を策定する。

本計画は、県内の全41市町で策定（策定主体：25市8町4事務組合）した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに、県としての分別収集促進のための施策を示したものである。

2 分別収集促進のための基本的方向

本計画を策定するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す。
- (2) 県民、事業者及び行政の各主体が、それぞれの公平な役割分担をもとに自発的かつ積極的な取組を行う。
- (3) 廃棄物の発生抑制を第一とし、それができないものについて、再使用、再資源化やエネルギー回収を図る。
- (4) 10品目分別収集する市町数を全41市町とする。
- (5) 分別収集量及び分別収集率の向上を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、3年後に改定する。

4 対象品目と品目ごとの取組市町の数

本計画の対象となる容器包装廃棄物は次の10種であり、その品目ごとの各年度における分別収集取組市町の数、表1のとおりである。平成29年度以降も全市町において10品目の収集が実施される。

なお、この取組市町の数には、市町・一部事務組合（以下、「市町等」という。）が関与した集団回収や拠点回収のみによる取組の場合も含んでいる。

- (1) 商品の容器のうち、主として鋼製のもの（以下、「スチール缶」という。）
- (2) 商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のもの（以下、「アルミ缶」という。）
- (3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色のもの（以下、「無色ガラスびん」という。）
- (4) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、茶色のもの（以下、「茶色ガラスびん」という。）
- (5) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下、「その他ガラスびん」という。）
- (6) 商品の容器のうち、主として紙製のものであって、飲料を充てんするためのもの（以下、「紙パック」という。）
- (7) 商品の容器のうち、主として段ボール製のもの（以下、「段ボール」という。）

- (8) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって、紙パック又は段ボール以外のもの（以下、「その他紙製容器包装」という。）
- (9) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下、「ペットボトル」という。）
- (10) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであって、ペットボトル以外のもの（以下、「その他プラスチック製容器包装」という。）及びこのうち、白色の発泡スチロール製の食品トレイ（以下、「白色トレイ」という。）

表1 品目ごとの分別収集を実施する市町数

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
スチール缶	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
アルミ缶	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
無色ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
茶色ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
紙パック	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
段ボール	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他 紙製容器包装	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
ペットボトル	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他プラスチック製 容器包装	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)

注：() 内は、全市町(41 市町)に占める割合。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

兵庫県内で排出される容器包装廃棄物の各年度における市町等別の排出量の見込み及びその合算量は、別表1のとおりである。また、容器包装廃棄物の品目ごとの排出量内訳は、表2のとおりである。

表2 容器包装廃棄物の品目ごと排出量（単位：t）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
スチール缶	8,142	7,966	7,780	7,576	7,390
アルミ缶	7,890	7,903	7,915	7,928	7,931
無色ガラスびん	19,662	19,361	19,171	18,925	18,658
茶色ガラスびん	12,978	12,837	12,719	12,586	12,454
その他ガラスびん	7,452	7,454	7,445	7,458	7,449
紙パック	7,760	7,661	7,601	7,490	7,385
段ボール	48,628	48,555	48,587	48,586	48,534
その他紙製容器包装	53,113	52,718	52,448	52,323	51,923
ペットボトル	15,192	15,026	14,892	14,731	14,568
その他プラスチック製 容器包装	95,575	95,049	94,452	93,987	93,401
合 計	276,392	274,529	273,010	271,589	269,694

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

6 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量（法第9条第2項第2号）

市町等が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものを分別基準適合物という。

兵庫県内において得られる分別基準適合物のうち、各年度における市町別の特定分別基準適合物ごとの見込み及びその合算量は、別表2から9までのとおりであり、総括表は表3のとおりである。

また、特定分別基準適合物ごとの見込量の内訳として、指定法人へ引き渡す量、及び指定法人への引き渡しではなく市町等が独自に再資源化を行う量についても、別表2から9の各項目の下段に示している。

なお、別表7「その他プラスチック製容器包装」は「白色トレイ」を含む量を示しており、別表8は「白色トレイ」を含まない量、別表9は「白色トレイ」のみの量である。

表3 特定分別基準適合物の品目ごとの見込量（単位：t）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
無色ガラスびん	10,608 (4,470)	10,789 (4,445)	10,977 (4,434)	11,155 (4,409)	11,334 (4,385)
茶色ガラスびん	7,470 (3,430)	7,546 (3,412)	7,625 (3,408)	7,701 (3,390)	7,772 (3,373)
その他ガラスびん	4,177 (2,808)	4,227 (2,799)	4,277 (2,788)	4,325 (2,778)	4,371 (2,764)
その他紙製容器包装	13,028 (181)	13,370 (181)	13,835 (182)	14,229 (182)	14,556 (182)
ペットボトル	11,164 (8,253)	11,120 (8,221)	11,103 (8,216)	11,062 (8,186)	11,007 (8,146)
その他プラスチック製 容器包装	23,228 (20,989)	23,445 (21,217)	23,713 (21,409)	23,888 (21,592)	24,038 (21,754)
合 計	69,675 (40,131)	70,497 (40,275)	71,530 (40,437)	72,360 (40,537)	73,078 (40,605)

注：上段は、特定分別基準適合物の見込量。

下段（ ）内は、上段のうち指定法人へ引き渡す見込量。

小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

7 各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（法第9条第2項第3号）

兵庫県内において分別収集をして得られる物のうち、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の各年度における市町等別の見込み及びその合算量は、別表10から13までのとおりであり、その総括表は表4のとおりである。

表4 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（単位：t）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
スチール缶	6,338	6,201	6,057	5,903	5,762
アルミ缶	6,280	6,301	6,320	6,341	6,351
紙パック	1,456	1,449	1,474	1,468	1,459
段ボール	34,034	34,018	34,102	34,138	34,136
合 計	48,108	47,968	47,953	47,849	47,709

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

8 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町等相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

（1）今後の方策

- ① 市町等によるリサイクルプラザ、ストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を推進し、県民の理解と協力が進むよう市町等と連携した県民への情報提供・普及啓発を行う。

特に分別収集率の低い「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」、「紙パック」及び「ガラスびん」について、実態にあった排出量の把握、回収場所や収集回数の増加を進め、更なる分別収集及び分別収集率の向上を図る。

このため、ごみ組成調査の実施、広報誌等による住民への周知の強化、分別収集体制の見直し、量販店や市役所等での拠点回収、自治会や学校単位の集団回収等の活用等について重点的に市町等への助言を行う。

- ② 兵庫県廃棄物処理計画（平成25年3月改定）では、ごみ発電について、市町等の施設整備に合わせて最大限に導入を促していくこととしている。

このため、容器包装廃棄物として分別収集されない「その他プラスチック製容器包装」については、エネルギー回収の観点から可能な限りごみ発電等で有効利用する。

(2) 分別収集の促進に関する事項

(1) 排出抑制及び分別収集の促進に関する施策	<p>①容器包装廃棄物の分別排出の促進 市町等に対して、実状に合わせ、一般ごみの指定ごみ袋制、収集運搬の有料化等の手法を検討し、容器包装廃棄物と一般ごみの分別排出を進めるよう促す。</p>
	<p>②分別収集の方法の改善<重点> 市町等に対し、収集運搬体制の見直しや選別方法等の改善による収集量・質の向上を促す。</p>
	<p>③量販店等における拠点回収の促進<重点> 量販店における店頭回収、公共施設等での資源回収ステーションの設置等について、市町広報誌等でPRする等、容器包装廃棄物の回収の場所と機会を増やすよう促す。</p>
	<p>④地域住民による集団回収等の促進<重点> 集団回収に対する奨励金制度等を活用することにより、市町等が積極的に集団回収を支援するよう働きかけ、一層の分別収集の促進を図る。</p>
	<p>⑤県市町廃棄物処理協議会 県及び県内市町等の連携強化を図り、廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組について協議する。(先進的な取組事例等を情報共有し、市町等の実践を促す。)</p>
	<p>⑥レジ袋削減対策等の推進 ひょうごレジ袋削減推進会議(平成19年6月設立)により、事業者、消費者、行政の連携のもと、レジ袋削減を全県的に推進する。</p>
	<p>⑦事業所から排出される廃棄物の分別促進 市町等と連携して、事業所に対し産業廃棄物と一般廃棄物との分別、減量を促す。</p>
	<p>⑧イメージキャラクターの活用 家庭での容器包装廃棄物の分別の周知を徹底するため、親しみやすいイメージキャラクターを活用した広報などの活用を市町等に助言する。</p>
	<p>⑨外国人への周知 英語、中国語、ハンガール、ポルトガル語等の外国語によるリサイクルマニュアルやパンフレット等を作成し、より多くの住民へ周知を図るよう市町等の取組を促す。</p>
	<p>⑩施設整備の推進<重点> 容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、市町等に対し、循環型社会形成推進交付金を活用して、リサイクルプラザ、及びストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を行うよう、助言する。</p>
	<p>⑪マイボトルの普及促進<重点> 関西広域連合で取組んでいるマイボトル推進の周知を図り、繰り返し使用できる水筒等の利用を推進することで、使い捨て容器の排出抑制を促進する。</p>
(2) 知識の普及	<p>①住民への分別収集・リサイクルに関する情報の提供 住民の意識を高めるため、指定法人等から市町等への拠出金の支払い額、住民の分別排出への協力度や最終的なリサイクルの結果等の情報を、市町等が広報誌等により住民へフィードバックするよう促す。</p>
	<p>②取組の顕著な団体への表彰 リサイクル活動等において顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・市町等に対し、顕彰を行う。</p>
	<p>③「もったいない」精神の普及 「もったいない」精神を活かし、物を最後まで使い切ることで、それでも発生した廃棄物はリサイクルするよう啓発・実践し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。</p>
	<p>④環境学習・教育の展開 ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)、出前講座等を活用した環境学習、市町等によるごみ処理施設見学の受入れや、小学生向け副読本の配布等により、リサイクルに関する意識を高める。</p>

(3) 情報交換の促進	① 県市町廃棄物処理協議会による県及び市町等の連携及び情報交換（再掲）
	② ひょうごレジ袋削減推進会議による事業者、消費者、行政の連携と情報交換（再掲）
	③ 市町広報誌等による拠点回収、分別収集・リサイクルに関する情報の提供（再掲）

別表

別表1	容器包装廃棄物の排出量の見込み	10
別表2	特定分別基準適合物(無色ガラスびん)の見込量	11
別表3	特定分別基準適合物(茶色ガラスびん)の見込量	14
別表4	特定分別基準適合物(その他ガラスびん)の見込量	17
別表5	特定分別基準適合物(その他紙製容器包装)の見込量	20
別表6	特定分別基準適合物(ペットボトル)の見込量	23
別表7	特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装)の見込量	26
別表8	特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない))の見込量	29
別表9	特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分)の見込量	32
別表10	スチール缶の見込量	35
別表11	アルミ缶の見込量	36
別表12	紙パックの見込量	37
別表13	段ボールの見込量	38

別表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

市町組合名\年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	82,904	82,393	82,000	81,959	81,537
姫路市	18,122	18,029	17,935	17,859	17,726
尼崎市	21,406	21,254	21,119	20,996	20,884
明石市	13,819	13,736	13,953	13,877	13,784
西宮市	28,013	27,706	27,325	27,014	26,651
洲本市	1,828	1,796	1,768	1,733	1,703
芦屋市	4,123	4,127	4,132	4,136	4,141
伊丹市	12,364	12,364	12,364	12,342	12,321
相生市	1,573	1,557	1,541	1,525	1,508
加古川市	11,544	11,530	11,516	11,502	11,473
赤穂市	2,489	2,460	2,431	2,402	2,373
宝塚市	11,690	11,630	11,561	11,495	11,436
三木市	3,995	3,964	3,933	3,902	3,871
高砂市	4,340	4,315	4,290	4,264	4,252
川西市	9,211	9,170	9,129	9,088	9,023
小野市	2,658	2,612	2,566	2,521	2,476
三田市	6,452	6,423	6,410	6,365	6,335
加西市	1,533	1,517	1,501	1,485	1,470
篠山市	2,206	2,190	2,173	2,156	2,140
丹波市	3,801	3,758	3,716	3,676	3,637
南あわじ市	1,746	1,730	1,713	1,696	1,680
淡路市	1,724	1,706	1,689	1,672	1,655
宍粟市	1,426	1,398	1,370	1,342	1,332
加東市	1,319	1,315	1,311	1,308	1,303
たつの市	3,527	3,487	3,445	3,408	3,369
猪名川町	1,428	1,429	1,426	1,423	1,419
稲美町	1,319	1,317	1,315	1,313	1,311
播磨町	1,482	1,477	1,472	1,467	1,461
福崎町	922	922	921	921	920
太子町	1,747	1,743	1,739	1,735	1,731
上郡町	666	658	650	643	635
佐用町	821	803	785	767	755
新温泉町	870	856	844	831	819
北播磨清掃事務組合	3,959	3,933	3,907	3,880	3,854
南但広域行政事務組合	3,130	3,087	3,044	3,000	2,958
中播北部行政事務組合	959	947	935	923	912
北但行政事務組合	5,278	5,190	5,084	4,964	4,842
上記の合算量	276,392	274,529	273,010	271,589	269,694

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります（以下別表も同様）。

別表2 特定分別基準適合物（無色ガラスびん）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	2,187		2,419		2,651		2,883		3,116	
	294	1,893	294	2,126	293	2,358	292	2,591	291	2,825
姫路市	1,314		1,307		1,301		1,294		1,285	
	1,249	66	1,242	65	1,236	65	1,229	65	1,221	64
尼崎市	713		705		699		693		688	
	713	0	705	0	699	0	693	0	688	0
明石市	348		346		349		347		344	
	33	315	33	313	47	302	47	300	47	297
西宮市	525		523		520		519		516	
	0	525	0	523	0	520	0	519	0	516
洲本市	60		60		60		59		59	
	52	9	51	9	51	9	51	9	50	9
芦屋市	169		169		169		169		170	
	168	1	168	1	168	1	169	1	169	1
伊丹市	276		276		276		275		275	
	0	276	0	276	0	276	0	275	0	275
相生市	111		110		109		107		106	
	0	111	0	110	0	109	0	107	0	106
加古川市	798		797		796		796		793	
	757	41	756	41	755	41	754	41	752	41
赤穂市	52		53		53		53		54	
	0	52	0	53	0	53	0	53	0	54
宝塚市	336		336		335		335		335	
	336	0	336	0	335	0	335	0	335	0
三木市	202		201		199		198		196	
	0	202	0	201	0	199	0	198	0	196
高砂市	201		200		199		198		197	
	0	201	0	200	0	199	0	198	0	197

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	528		525		523		521		517	
	0	528	0	525	0	523	0	521	0	517
小野市	123		122		121		121		120	
	0	123	0	122	0	121	0	121	0	120
三田市	388		386		386		383		381	
	0	388	0	386	0	386	0	383	0	381
加西市	122		121		120		118		117	
	0	122	0	121	0	120	0	118	0	117
篠山市	47		47		47		47		47	
	0	47	0	47	0	47	0	47	0	47
丹波市	175		173		170		168		166	
	0	175	0	173	0	170	0	168	0	166
南あわじ市	141		140		138		137		136	
	141	0	140	0	138	0	137	0	136	0
淡路市	141		139		138		136		135	
	141	0	139	0	138	0	136	0	135	0
宍粟市	125		123		120		118		117	
	125	0	123	0	120	0	118	0	117	0
加東市	85		84		84		84		83	
	0	85	0	84	0	84	0	84	0	83
たつの市	192		190		189		187		186	
	192	0	190	0	189	0	187	0	186	0
猪名川町	102		102		102		102		102	
	0	102	0	102	0	102	0	102	0	102
稲美町	84		84		84		83		83	
	0	84	0	84	0	84	0	83	0	83
播磨町	77		77		77		76		76	
	0	77	0	77	0	77	0	76	0	76

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	29		29		29		29		30	
	8	21	8	21	8	21	8	21	8	22
太子町	83		83		83		83		83	
	83	0	83	0	83	0	83	0	83	0
上郡町	46		46		45		44		44	
	46	0	46	0	45	0	44	0	44	0
佐用町	50		49		48		47		46	
	50	0	49	0	48	0	47	0	46	0
新温泉町	49		49		48		47		46	
	0	49	0	49	0	48	0	47	0	46
北播磨清掃 事務組合	223		222		220		219		217	
	0	223	0	222	0	220	0	219	0	217
南但広域行 政事務組合	166		164		162		159		156	
	0	166	0	164	0	162	0	159	0	156
中播北部行 政事務組合	42		41		41		40		40	
	42	0	41	0	41	0	40	0	40	0
北但行政事 務組合	298		293		287		280		273	
	42	256	41	252	40	247	39	241	39	234
合 計	10,608		10,789		10,977		11,155		11,334	
	4,470	6,138	4,445	6,345	4,434	6,543	4,409	6,746	4,385	6,949

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表3 特定分別基準適合物（茶色ガラスびん）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	1,244		1,357		1,470		1,582		1,695	
	318	926	318	1,039	317	1,153	316	1,266	315	1,380
姫路市	805		801		796		792		787	
	765	40	761	40	757	40	753	40	748	39
尼崎市	618		616		614		612		610	
	618	0	616	0	614	0	612	0	610	0
明石市	284		282		285		283		281	
	34	250	34	248	48	237	48	235	48	233
西宮市	396		395		393		392		390	
	0	396	0	395	0	393	0	392	0	390
洲本市	65		65		65		64		64	
	53	12	53	12	53	12	52	12	52	12
芦屋市	91		91		92		92		92	
	90	2	90	2	90	2	90	2	90	2
伊丹市	197		197		197		197		196	
	0	197	0	197	0	197	0	197	0	196
相生市	69		69		68		67		67	
	0	69	0	69	0	68	0	67	0	67
加古川市	459		458		458		457		456	
	435	24	435	24	434	24	434	24	432	24
赤穂市	72		72		73		73		74	
	0	72	0	72	0	73	0	73	0	74
宝塚市	291		291		291		290		290	
	291	0	291	0	291	0	290	0	290	0
三木市	136		135		134		132		131	
	0	136	0	135	0	134	0	132	0	131
高砂市	143		142		141		141		140	
	0	143	0	142	0	141	0	141	0	140

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	256		255		254		253		251	
	0	256	0	255	0	254	0	253	0	251
小野市	107		106		106		105		104	
	0	107	0	106	0	106	0	105	0	104
三田市	212		212		211		210		209	
	0	212	0	212	0	211	0	210	0	209
加西市	111		110		109		107		106	
	0	111	0	110	0	109	0	107	0	106
篠山市	63		63		63		63		63	
	0	63	0	63	0	63	0	63	0	63
丹波市	157		155		153		150		148	
	0	157	0	155	0	153	0	150	0	148
南あわじ市	180		178		176		175		173	
	180	0	178	0	176	0	175	0	173	0
淡路市	141		139		138		136		135	
	141	0	139	0	138	0	136	0	135	0
宍粟市	131		128		126		123		122	
	116	15	114	14	112	14	109	14	109	14
加東市	79		78		78		78		78	
	0	79	0	78	0	78	0	78	0	78
たつの市	149		148		147		145		144	
	149	0	148	0	147	0	145	0	144	0
猪名川町	51		51		51		51		51	
	0	51	0	51	0	51	0	51	0	51
稲美町	59		59		59		59		59	
	0	59	0	59	0	59	0	59	0	59
播磨町	42		42		41		41		41	
	0	42	0	42	0	41	0	41	0	41

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	20		20		20		20		20	
	8	12	8	12	8	12	8	12	8	12
太子町	60		60		60		59		59	
	60	0	60	0	60	0	59	0	59	0
上郡町	33		33		32		32		32	
	33	0	32	0	32	0	32	0	31	0
佐用町	53		52		51		49		49	
	52	1	51	1	49	1	48	1	47	1
新温泉町	47		46		46		45		44	
	0	47	0	46	0	46	0	45	0	44
北播磨清掃 事務組合	201		200		199		197		196	
	0	201	0	200	0	199	0	197	0	196
南但広域行 政事務組合	168		166		163		163		158	
	0	168	0	166	0	163	0	163	0	158
中播北部行 政事務組合	45		44		44		43		43	
	45	0	44	0	44	0	43	0	43	0
北但行政事 務組合	236		232		226		221		215	
	43	193	42	190	41	186	39	181	39	177
合 計	7,470		7,546		7,625		7,701		7,772	
	3,430	4,041	3,412	4,134	3,408	4,217	3,390	4,311	3,373	4,399

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表4 特定分別基準適合物（その他ガラスびん）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	839		903		967		1,031		1,095	
	310	529	309	594	308	659	307	723	306	788
姫路市	430		428		426		424		421	
	409	22	407	21	405	21	403	21	400	21
尼崎市	157		157		156		156		155	
	157	0	157	0	156	0	156	0	155	0
明石市	102		101		103		102		101	
	0	102	0	101	0	103	0	102	0	101
西宮市	247		246		245		244		243	
	144	103	144	102	143	102	143	102	142	101
洲本市	26		26		26		25		25	
	26	0	26	0	26	0	25	0	25	0
芦屋市	130		130		130		130		130	
	130	0	130	0	130	0	130	0	130	0
伊丹市	473		473		473		472		471	
	473	0	473	0	473	0	472	0	471	0
相生市	32		32		31		31		31	
	0	32	0	32	0	31	0	31	0	31
加古川市	206		206		206		205		205	
	195	11	195	11	195	11	195	11	194	11
赤穂市	19		19		19		19		19	
	19	0	19	0	19	0	19	0	19	0
宝塚市	229		229		229		229		228	
	229	0	229	0	229	0	229	0	228	0
三木市	72		72		71		70		70	
	0	72	0	72	0	71	0	70	0	70
高砂市	64		64		64		63		63	
	0	64	0	64	0	64	0	63	0	63

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	288		287		285		284		282	
	287	1	286	1	285	1	284	1	281	1
小野市	29		29		28		28		28	
	0	29	0	29	0	28	0	28	0	28
三田市	133		133		133		132		131	
	0	133	0	133	0	133	0	132	0	131
加西市	33		33		33		32		32	
	0	33	0	33	0	33	0	32	0	32
篠山市	13		13		13		13		13	
	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13
丹波市	44		44		43		43		43	
	44	0	44	0	43	0	43	0	43	0
南あわじ市	30		29		29		29		28	
	29	0	29	0	29	0	28	0	28	0
淡路市	50		49		49		48		48	
	50	0	49	0	49	0	48	0	48	0
宍粟市	25		25		24		24		23	
	21	4	20	4	20	4	20	4	19	4
加東市	22		22		22		22		22	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
たつの市	59		59		58		58		57	
	59	0	59	0	58	0	58	0	57	0
猪名川町	54		54		54		54		54	
	54	0	54	0	54	0	54	0	54	0
稲美町	19		19		19		19		19	
	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
播磨町	17		17		17		17		17	
	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	24		24		24		24		24	
	7	17	7	17	7	17	7	17	7	17
太子町	21		21		21		21		21	
	21	0	21	0	21	0	21	0	21	0
上郡町	17		17		17		17		16	
	17	0	17	0	17	0	17	0	16	0
佐用町	16		16		15		15		15	
	16	0	16	0	15	0	15	0	15	0
新温泉町	75		74		73		72		70	
	31	44	31	43	30	43	30	42	29	41
北播磨清掃 事務組合	45		45		45		45		44	
	0	45	0	45	0	45	0	45	0	44
南但広域行 政事務組合	57		57		56		55		54	
	57	0	57	0	56	0	55	0	54	0
中播北部行 政事務組合	11		11		11		11		11	
	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
北但行政事 務組合	67		66		65		63		62	
	11	56	11	55	11	54	11	52	11	51
合 計	4,177		4,227		4,277		4,325		4,371	
	2,808	1,369	2,799	1,428	2,788	1,489	2,778	1,547	2,764	1,606

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表5 特定分別基準適合物（その他紙製容器包装の見込量）

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	5,359		5,730		6,099		6,467		6,833	
	0	5,359	0	5,730	0	6,099	0	6,467	0	6,833
姫路市	2,252		2,240		2,229		2,217		2,203	
	0	2,252	0	2,240	0	2,229	0	2,217	0	2,203
尼崎市	548		540		533		527		521	
	0	548	0	540	0	533	0	527	0	521
明石市	456		451		571		565		560	
	0	456	0	451	0	571	0	565	0	560
西宮市	163		155		146		138		131	
	0	163	0	155	0	146	0	138	0	131
洲本市	68		68		67		67		66	
	0	68	0	68	0	67	0	67	0	66
芦屋市	6		6		6		6		6	
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
伊丹市	2,048		2,048		2,048		2,044		2,039	
	0	2,048	0	2,048	0	2,048	0	2,044	0	2,039
相生市	68		68		67		67		66	
	0	68	0	68	0	67	0	67	0	66
加古川市	112		112		112		112		111	
	0	112	0	112	0	112	0	112	0	111
赤穂市	127		128		129		130		131	
	127	0	128	0	129	0	130	0	131	0
宝塚市	460		466		474		483		491	
	0	460	0	466	0	474	0	483	0	491
三木市	9		9		8		8		8	
	0	9	0	9	0	8	0	8	0	8
高砂市	65		65		64		64		64	
	0	65	0	65	0	64	0	64	0	64

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小野市	7		7		7		7		7	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
三田市	36		36		36		36		36	
	0	36	0	36	0	36	0	36	0	36
加西市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
篠山市	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
丹波市	68		67		67		66		65	
	0	68	0	67	0	67	0	66	0	65
南あわじ市	42		44		47		50		52	
	0	42	0	44	0	47	0	50	0	52
淡路市	5		10		15		77		77	
	0	5	0	10	0	15	0	77	0	77
宍粟市	58		57		56		54		54	
	0	58	0	57	0	56	0	54	0	54
加東市	62		62		61		61		61	
	0	62	0	62	0	61	0	61	0	61
たつの市	203		202		200		199		198	
	0	203	0	202	0	200	0	199	0	198
猪名川町	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
稲美町	135		135		135		134		134	
	0	135	0	135	0	135	0	134	0	134
播磨町	66		66		66		66		66	
	0	66	0	66	0	66	0	66	0	66

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	37		37		38		38		39	
	0	37	0	37	0	38	0	38	0	39
太子町	81		81		81		81		81	
	0	81	0	81	0	81	0	81	0	81
上郡町	5		5		4		4		4	
	0	5	0	5	0	4	0	4	0	4
佐用町	37		37		36		35		34	
	0	37	0	37	0	36	0	35	0	34
新温泉町	54		53		53		53		52	
	0	54	0	53	0	53	0	53	0	52
北播磨清掃 事務組合	27		26		26		26		26	
	0	27	0	26	0	26	0	26	0	26
南但広域行 政事務組合	181		179		176		173		170	
	0	181	0	179	0	176	0	173	0	170
中播北部行 政事務組合	16		16		16		16		16	
	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0
北但行政事 務組合	161		159		156		152		149	
	37	124	37	122	36	119	36	116	36	113
合 計	13,028		13,370		13,835		14,229		14,556	
	181	12,847	181	13,189	182	13,653	182	14,047	182	14,374

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表6 特定分別基準適合物（ペットボトル）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	4,450		4,440		4,430		4,419		4,401	
	3,975	476	3,965	475	3,956	474	3,947	473	3,930	471
姫路市	767		763		759		755		750	
	313	453	312	451	310	449	308	447	306	444
尼崎市	1,000		992		985		978		972	
	1,000	0	992	0	985	0	978	0	972	0
明石市	495		491		513		510		505	
	363	132	360	131	383	130	381	129	378	127
西宮市	715		714		712		711		709	
	560	155	560	155	558	154	557	154	556	153
洲本市	61		60		60		59		59	
	0	61	0	60	0	60	0	59	0	59
芦屋市	181		181		182		182		182	
	139	42	140	42	140	42	140	42	140	42
伊丹市	315		315		315		314		314	
	0	315	0	315	0	315	0	314	0	314
相生市	92		91		90		90		89	
	0	92	0	91	0	90	0	90	0	89
加古川市	526		525		525		524		523	
	208	318	208	318	208	317	207	317	207	316
赤穂市	99		100		100		101		101	
	43	56	43	57	43	57	44	57	44	57
宝塚市	483		483		482		482		481	
	483	0	483	0	482	0	482	0	481	0
三木市	65		65		64		64		63	
	65	0	65	0	64	0	64	0	63	0
高砂市	158		157		156		155		155	
	70	88	70	88	69	87	69	87	69	86

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	191		190		189		188		187	
	160	31	159	31	158	31	158	31	156	30
小野市	86		86		86		85		85	
	29	58	29	57	28	57	28	57	28	57
三田市	213		212		212		210		209	
	115	98	114	98	114	98	113	97	113	97
加西市	45		44		44		43		43	
	0	45	0	44	0	44	0	43	0	43
篠山市	60		60		60		60		60	
	28	32	28	32	28	32	28	32	28	32
丹波市	114		113		112		111		110	
	0	114	0	113	0	112	0	111	0	110
南あわじ市	93		93		93		93		93	
	88	4	89	4	89	4	89	4	89	4
淡路市	65		64		64		63		62	
	54	10	54	10	53	10	53	10	52	10
宍粟市	42		41		41		40		40	
	21	21	21	20	21	20	20	20	20	19
加東市	69		68		68		68		68	
	21	47	21	47	21	47	21	47	21	47
たつの市	154		153		151		150		148	
	75	79	74	79	74	77	73	77	72	76
猪名川町	54		54		54		54		54	
	54	0	54	0	54	0	54	0	54	0
稲美町	35		35		35		35		35	
	27	8	27	8	27	8	27	8	27	8
播磨町	30		30		30		30		30	
	24	6	24	6	24	6	24	6	24	6

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	38		38		39		39		40	
	3	35	3	36	3	36	3	36	3	37
太子町	33		33		33		33		33	
	21	12	21	12	21	12	21	12	21	12
上郡町	33		32		32		31		31	
	17	15	17	15	17	15	17	15	16	15
佐用町	32		31		30		30		29	
	21	10	21	10	20	10	20	10	20	9
新温泉町	34		33		33		32		32	
	34	0	33	0	33	0	32	0	32	0
北播磨清掃 事務組合	106		105		105		104		103	
	48	58	47	58	47	58	47	57	46	57
南但広域行 政事務組合	85		83		81		80		79	
	76	9	74	9	73	8	72	8	71	8
中播北部行 政事務組合	27		26		26		26		25	
	20	7	20	7	20	7	19	7	19	6
北但行政事 務組合	120		118		115		112		109	
	98	23	96	22	94	22	91	21	89	21
合 計	11,164		11,120		11,103		11,062		11,007	
	8,253	2,910	8,221	2,899	8,216	2,887	8,186	2,876	8,146	2,861

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表7 特定分別基準適合物（その他プラスチック製容器包装）の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	8,476		8,679		8,881		9,067		9,245	
	8,130	346	8,333	345	8,536	344	8,724	344	8,903	342
姫路市	2,256		2,244		2,232		2,221		2,206	
	2,224	32	2,213	32	2,201	31	2,190	31	2,175	31
尼崎市	55		55		55		55		55	
	0	55	0	55	0	55	0	55	0	55
明石市	22		22		22		22		22	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
西宮市	2,149		2,220		2,260		2,310		2,350	
	2,060	89	2,130	90	2,170	90	2,220	90	2,260	90
洲本市	5		5		5		5		5	
	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
芦屋市	21		21		21		21		21	
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	21
伊丹市	1,226		1,226		1,226		1,224		1,221	
	1,226	0	1,226	0	1,226	0	1,224	0	1,221	0
相生市	112		111		110		108		107	
	90	22	89	22	88	22	83	25	82	25
加古川市	25		25		25		25		25	
	0	25	0	25	0	25	0	25	0	25
赤穂市	234		236		238		239		241	
	234	0	236	0	238	0	239	0	241	0
宝塚市	2,398		2,395		2,393		2,390		2,387	
	2,398	0	2,395	0	2,393	0	2,390	0	2,387	0
三木市	938		931		924		917		909	
	0	938	0	931	0	924	0	917	0	909
高砂市	18		18		18		17		17	
	0	18	0	18	0	18	0	17	0	17

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	1,503		1,496		1,490		1,483		1,472	
	1,484	19	1,478	18	1,471	18	1,465	18	1,454	18
小野市	10		10		10		10		10	
	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10
三田市	18		17		17		17		17	
	0	18	0	17	0	17	0	17	0	17
加西市	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
篠山市	112		112		112		112		112	
	103	9	103	9	103	9	103	9	103	9
丹波市	491		486		482		477		473	
	491	0	486	0	482	0	477	0	473	0
南あわじ市	134		135		135		136		136	
	133	1	133	1	134	1	134	1	135	1
淡路市	3		3		89		88		87	
	2	1	2	0	2	87	2	86	2	85
宍粟市	154		154		154		154		154	
	149	4	149	4	149	4	150	4	150	4
加東市	121		120		120		119		119	
	113	7	113	7	113	7	112	7	112	7
たつの市	414		410		405		401		397	
	404	10	401	9	396	9	392	9	388	9
猪名川町	262		262		262		261		261	
	262	0	262	0	262	0	261	0	261	0
稲美町	171		171		171		171		170	
	0	171	0	171	0	171	0	171	0	170
播磨町	241		241		240		239		239	
	0	241	0	241	0	240	0	239	0	239

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	80		80		81		82		83	
	5	75	5	75	5	76	5	77	5	78
太子町	146		146		145		145		145	
	143	3	143	3	143	3	142	3	142	3
上郡町	71		70		69		68		67	
	68	3	67	3	67	3	66	2	65	2
佐用町	84		82		80		79		77	
	82	2	80	2	78	2	77	2	75	2
新温泉町	67		66		65		64		63	
	0	67	0	66	0	65	0	64	0	63
北播磨清掃 事務組合	426		423		420		418		415	
	417	9	414	9	411	9	409	9	406	9
南但広域行 政事務組合	226		222		217		214		212	
	222	4	219	3	214	3	211	3	209	3
中播北部行 政事務組合	37		36		36		36		35	
	35	2	34	2	34	2	34	2	33	2
北但行政事 務組合	516		508		497		486		475	
	511	5	502	5	492	5	481	5	470	5
合 計	23,228		23,445		23,713		23,888		24,038	
	20,989	2,240	21,217	2,228	21,409	2,304	21,592	2,296	21,754	2,284

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表8 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない))見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	8,177		8,380		8,583		8,771		8,950	
	8,130	47	8,333	47	8,536	47	8,724	47	8,903	47
姫路市	2,224		2,213		2,201		2,190		2,175	
	2,224	0	2,213	0	2,201	0	2,190	0	2,175	0
尼崎市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	8		8		8		8		7	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	7
西宮市	2,042		2,111		2,150		2,199		2,238	
	2,016	26	2,085	26	2,124	26	2,173	26	2,212	26
洲本市	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
芦屋市	7		7		7		7		7	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
伊丹市	1,187		1,187		1,187		1,185		1,182	
	1,187	0	1,187	0	1,187	0	1,185	0	1,182	0
相生市	90		89		88		87		86	
	90	0	89	0	88	0	83	4	82	4
加古川市	8		8		8		8		7	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	7
赤穂市	229		231		232		234		235	
	229	0	231	0	232	0	234	0	235	0
宝塚市	2,320		2,319		2,319		2,318		2,318	
	2,320	0	2,319	0	2,319	0	2,318	0	2,318	0
三木市	920		912		905		898		891	
	0	920	0	912	0	905	0	898	0	891
高砂市	3		4		4		3		3	
	0	3	0	4	0	4	0	3	0	3

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	1,489		1,482		1,475		1,469		1,458	
	1,484	4	1,478	4	1,471	4	1,465	4	1,454	4
小野市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
三田市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
加西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
篠山市	103		103		103		103		103	
	103	0	103	0	103	0	103	0	103	0
丹波市	488		483		479		474		470	
	488	0	483	0	479	0	474	0	470	0
南あわじ市	132		132		133		133		134	
	131	0	132	0	132	0	133	0	133	0
淡路市	0		0		87		86		85	
	0	0	0	0	0	87	0	86	0	85
宍粟市	149		149		149		150		150	
	145	4	145	4	145	4	146	4	146	4
加東市	113		113		113		112		112	
	113	0	113	0	113	0	112	0	112	0
たつの市	406		402		397		393		389	
	404	2	401	1	396	1	392	1	388	1
猪名川町	259		259		259		258		258	
	259	0	259	0	259	0	258	0	258	0
稲美町	160		160		160		160		159	
	0	160	0	160	0	160	0	160	0	159
播磨町	239		239		238		237		237	
	0	239	0	239	0	238	0	237	0	237

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引減量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	79		79		80		81		82	
	5	74	5	74	5	75	5	76	5	77
太子町	146		146		145		145		145	
	143	3	143	3	143	3	142	3	142	3
上郡町	69		68		67		66		65	
	68	0	67	0	67	0	66	0	65	0
佐用町	82		80		78		77		76	
	82	0	80	0	78	0	77	0	75	0
新温泉町	67		66		65		64		63	
	0	67	0	66	0	65	0	64	0	63
北播磨清掃 事務組合	419		416		413		410		407	
	417	2	414	2	411	2	409	2	406	1
南但広域行 政事務組合	222		219		214		211		209	
	222	0	219	0	214	0	211	0	209	0
中播北部行 政事務組合	35		35		34		34		34	
	35	0	34	0	34	0	34	0	33	0
北但行政事 務組合	511		502		492		481		470	
	511	0	502	0	492	0	481	0	470	0
合 計	22,390		22,611		22,882		23,059		23,213	
	20,806	1,584	21,036	1,575	21,229	1,653	21,412	1,647	21,576	1,637

*1 指定法人引減量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表9 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
神戸市	299		298		297		297		295	
	0	299	0	298	0	297	0	297	0	295
姫路市	32		32		31		31		31	
	0	32	0	32	0	31	0	31	0	31
尼崎市	55		55		55		55		55	
	0	55	0	55	0	55	0	55	0	55
明石市	15		15		15		14		14	
	0	15	0	15	0	15	0	14	0	14
西宮市	107		109		109		111		112	
	44	63	45	64	46	64	47	64	48	64
洲本市	2		2		2		2		2	
	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
芦屋市	14		14		14		14		14	
	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14
伊丹市	39		39		39		39		39	
	39	0	39	0	39	0	39	0	39	0
相生市	22		22		22		22		21	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	21
加古川市	17		17		17		17		17	
	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17
赤穂市	5		5		5		5		5	
	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
宝塚市	78		76		74		72		70	
	78	0	76	0	74	0	72	0	70	0
三木市	19		19		19		18		18	
	0	19	0	19	0	19	0	18	0	18
高砂市	14		14		14		14		14	
	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
川西市	14		14		14		14		14	
	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14
小野市	6		6		6		5		5	
	0	6	0	6	0	6	0	5	0	5
三田市	15		15		15		15		15	
	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15
加西市	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
篠山市	9		9		9		9		9	
	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
丹波市	3		3		3		3		3	
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
南あわじ市	2		2		2		2		2	
	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
淡路市	3		3		3		3		3	
	2	1	2	0	2	0	2	0	2	0
宍粟市	4		4		4		4		4	
	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
加東市	7		7		7		7		7	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
たつの市	8		8		8		8		8	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
猪名川町	3		3		3		3		3	
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
稲美町	11		11		11		11		11	
	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11
播磨町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名/年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
福崎町	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
太子町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上郡町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
佐用町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
新温泉町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北播磨清掃 事務組合	8		8		8		7		7	
	0	8	0	8	0	8	0	7	0	7
南但広域行 政事務組合	4		3		3		3		3	
	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3
中播北部行 政事務組合	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
北但行政事 務組合	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
合 計	838		835		832		829		825	
	183	655	182	653	180	651	179	649	178	647

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表 10 スチール缶の見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	1,441	1,346	1,241	1,123	1,020
姫路市	516	513	510	508	504
尼崎市	489	479	471	463	456
明石市	190	182	179	176	173
西宮市	867	861	853	847	839
洲本市	31	30	30	30	30
芦屋市	105	106	106	106	106
伊丹市	71	71	71	71	71
相生市	42	42	41	41	41
加古川市	275	275	274	274	273
赤穂市	54	54	54	55	55
宝塚市	434	434	433	433	432
三木市	114	114	113	112	111
高砂市	42	42	41	41	41
川西市	178	177	176	175	174
小野市	72	72	71	71	71
三田市	356	354	353	351	349
加西市	96	95	94	93	92
篠山市	80	80	80	80	80
丹波市	96	94	92	90	88
南あわじ市	63	63	62	61	61
淡路市	36	36	36	35	35
宍粟市	17	17	16	16	16
加東市	39	39	39	38	38
たつの市	81	80	80	79	78
猪名川町	45	45	45	45	45
稲美町	29	29	29	28	28
播磨町	26	26	26	25	25
福崎町	23	23	23	23	23
太子町	23	23	23	23	23
上郡町	19	19	18	18	18
佐用町	26	25	24	24	24
新温泉町	24	24	23	23	23
北播磨清掃事務組合	117	117	116	115	114
南但広域行政事務組合	48	46	45	44	43
中播北部行政事務組合	18	18	17	17	17
北但行政事務組合	158	156	152	149	145
上記の合算量	6,338	6,201	6,057	5,903	5,762

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 11 アルミ缶の見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	2,579	2,612	2,635	2,670	2,694
姫路市	187	186	185	184	183
尼崎市	294	294	295	295	295
明石市	384	380	389	385	380
西宮市	380	383	386	389	392
洲本市	60	60	59	59	58
芦屋市	109	109	109	109	109
伊丹市	193	193	193	193	192
相生市	50	50	49	49	49
加古川市	206	206	206	205	205
赤穂市	45	46	46	46	47
宝塚市	215	219	218	219	221
三木市	71	70	69	69	68
高砂市	100	99	98	98	98
川西市	161	160	159	159	157
小野市	39	38	38	38	38
三田市	153	152	152	151	150
加西市	43	43	42	42	41
篠山市	64	64	64	64	64
丹波市	69	68	68	68	68
南あわじ市	86	85	84	83	83
淡路市	63	62	62	61	61
宍粟市	45	44	43	42	42
加東市	29	29	29	29	29
たつの市	100	99	98	98	97
猪名川町	51	51	51	51	51
稲美町	38	38	38	38	38
播磨町	26	26	26	26	26
福崎町	19	19	19	19	20
太子町	23	23	22	22	22
上郡町	18	18	17	17	17
佐用町	22	22	21	21	20
新温泉町	13	13	13	12	12
北播磨清掃事務組合	108	107	106	105	105
南但広域行政事務組合	60	59	58	57	57
中播北部行政事務組合	32	31	31	31	30
北但行政事務組合	147	145	141	138	134
上記の合算量	6,280	6,301	6,320	6,341	6,351

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 12 紙パックの見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	377	376	375	374	373
姫路市	135	135	134	133	132
尼崎市	163	160	158	156	154
明石市	55	55	87	86	86
西宮市	106	106	105	105	105
洲本市	19	19	19	19	19
芦屋市	28	28	28	28	28
伊丹市	38	38	38	38	38
相生市	14	14	14	14	14
加古川市	49	49	49	49	49
赤穂市	24	24	24	24	24
宝塚市	55	55	55	55	55
三木市	8	8	8	8	8
高砂市	29	29	29	29	28
川西市	85	85	85	84	84
小野市	15	15	15	15	15
三田市	40	40	40	39	39
加西市	8	8	8	8	8
篠山市	6	6	6	6	6
丹波市	11	11	11	11	11
南あわじ市	8	8	8	8	9
淡路市	12	12	12	11	11
宍粟市	8	8	8	8	8
加東市	20	20	20	20	20
たつの市	22	22	22	22	22
猪名川町	13	13	13	13	13
稲美町	10	10	10	10	10
播磨町	11	11	11	11	11
福崎町	4	4	4	4	4
太子町	9	9	9	9	9
上郡町	11	11	11	11	11
佐用町	10	10	9	9	9
新温泉町	6	6	6	5	5
北播磨清掃事務組合	17	17	17	17	17
南但広域行政事務組合	9	8	8	8	8
中播北部行政事務組合	4	4	4	4	4
北但行政事務組合	18	17	17	16	16
上記の合算量	1,456	1,449	1,474	1,468	1,459

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表 13 段ボールの見込量

(単位：t)

市町組合名\年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	11,572	11,676	11,794	11,945	12,062
姫路市	1,174	1,168	1,161	1,155	1,148
尼崎市	2,703	2,639	2,582	2,531	2,484
明石市	1,428	1,413	1,484	1,470	1,456
西宮市	3,156	3,162	3,162	3,169	3,169
洲本市	234	232	230	228	226
芦屋市	792	792	793	794	795
伊丹市	1,241	1,241	1,241	1,238	1,235
相生市	176	175	174	172	171
加古川市	1,000	999	998	997	994
赤穂市	397	400	403	406	408
宝塚市	2,284	2,300	2,319	2,337	2,356
三木市	321	319	316	314	312
高砂市	478	475	472	470	468
川西市	1,532	1,525	1,519	1,512	1,501
小野市	108	108	107	106	106
三田市	589	586	585	581	578
加西市	171	170	168	166	164
篠山市	364	364	364	364	364
丹波市	235	233	230	228	226
南あわじ市	220	221	221	222	222
淡路市	290	287	284	281	279
宍粟市	158	155	152	148	147
加東市	53	53	53	53	53
たつの市	297	295	293	291	288
猪名川町	240	240	240	239	239
稲美町	312	312	311	311	310
播磨町	237	236	235	234	234
福崎町	58	58	59	60	60
太子町	105	105	105	105	104
上郡町	35	34	34	33	33
佐用町	65	63	62	61	60
新温泉町	289	285	282	278	274
北播磨清掃事務組合	427	424	421	418	416
南但広域行政事務組合	471	465	459	453	447
中播北部行政事務組合	97	96	94	93	92
北但行政事務組合	727	712	695	675	656
上記の合算量	34,034	34,018	34,102	34,138	34,136

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

参考資料

1. 市町における分別収集品目数…………… 40
2. 品目別排出量の見込み…………… 41
3. 分別収集量の見込み…………… 41

1. 市町における分別収集品目数

市町における分別収集品目数（平成29年度～平成33年度）

分別数	市町名	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パツク	段ボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
				無色	茶色	その他						
10	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29市12町
	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	稲美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
播磨町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐用町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計市町数		41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	

2. 品目別排出量の見込み

県内で排出される容器包装廃棄物の品目別排出量の計画値は、表のとおり、アルミ缶を除く品目の排出量は減少していく見込みである。

表 品目別排出量計画値

(単位:t)

品目\年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
缶類	スチール缶	8,142	7,966	7,780	7,576	7,390
	アルミ缶	7,890	7,903	7,915	7,928	7,931
びん類	無色ガラスびん	19,662	19,361	19,171	18,925	18,658
	茶色ガラスびん	12,978	12,837	12,719	12,586	12,454
	その他ガラスびん	7,452	7,454	7,445	7,458	7,449
紙類	紙パック	7,760	7,661	7,601	7,490	7,385
	段ボール	48,628	48,555	48,587	48,586	48,534
	その他紙製容器包装	53,113	52,718	52,448	52,323	51,923
プラスチック類	ペットボトル	15,192	15,026	14,892	14,731	14,568
	その他プラスチック製容器包装	95,575	95,049	94,452	93,987	93,401
合計		276,392	274,529	273,010	271,589	269,694

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

3. 分別収集量の見込み

県内の容器包装廃棄物の分別収集量は表のとおりであり、平成27年度実績の111,775tから平成33年度には120,788tとなり、約8%増加する見込みである。品目別に見ると、アルミ缶、びん類（無色ガラスびん・茶色ガラスびん・その他ガラスびん）、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装及びその他プラスチック製容器包装については、収集量の増加が予想される。

表 品目ごとの分別収集量計画値等

(単位:t)

品目\年度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
缶類	スチール缶	6,338	6,201	6,057	5,903	5,762
	アルミ缶	6,280	6,301	6,320	6,341	6,351
びん類	無色ガラスびん	10,608	10,789	10,977	11,155	11,334
	茶色ガラスびん	7,470	7,546	7,625	7,701	7,772
	その他ガラスびん	4,177	4,227	4,277	4,325	4,371
紙類	紙パック	1,456	1,449	1,474	1,468	1,459
	段ボール	34,034	34,018	34,102	34,138	34,136
	その他紙製容器包装	13,028	13,370	13,835	14,229	14,556
プラスチック類	ペットボトル	11,164	11,120	11,103	11,062	11,007
	その他プラスチック製容器包装	23,228	23,445	23,713	23,888	24,038
合計		117,783	118,466	119,483	120,210	120,788

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。